



自治労協会 にゆ〜す

2023年度第4号（2023年3月）

発行：自治労本部
臨時・非常勤等職員全国協議会
〒102-8464
千代田区六番町1自治労会館5階
TEL：03-3264-2593
FAX：03-5210-7422

会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする 地方自治法の改正案が閣議決定されました！

政府は3月3日、会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする地方自治法の改正を決定しました。法案の早期成立と条例改正を進めるため、自治体単組との連携・当事者による交渉強化にむけてがんばりましょう！

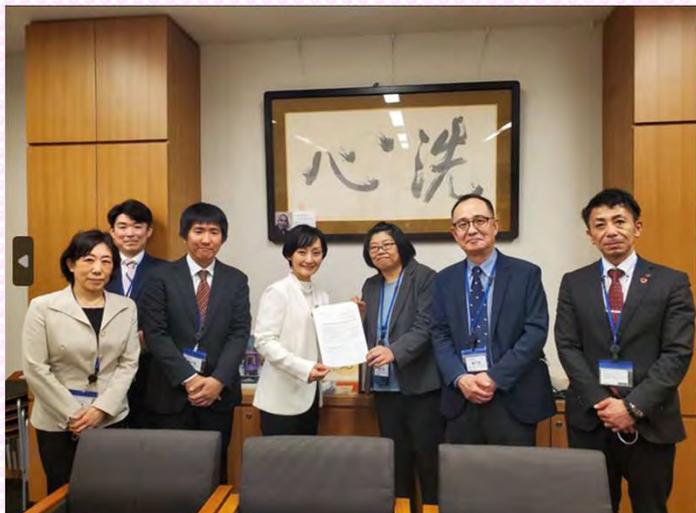
会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする 法改正実現！3.13集会

3月13日、参議院議員会館講堂に於いて、法改正を求める諸行動の最終ステージの取り組みとして、会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする法改正実現！3.13集会を開催し、全国から36県本部1社保労連・77人が結集しました。

自治労本部を代表して川本中央執行委員長より挨拶、続いて自治労組織内議員の吉田忠智議員、岸まきこ議員、鬼木まこと議員から国会情勢の報告がありました。自治労本部・伊藤功書記長より本部提起の後、臨時・非常勤等職員全国協議会・中谷議長と新潟県本部・伊藤桂一書記長、それぞれの立場から力強い決意表明があり、集会宣言を全体で確認し集会は終了しました。



▲決意表明をする中谷議長(↑)と
伊藤桂一書記長(→)



集会終了後は、参加者が自治労協力国会議員をはじめとする自治労の取り組みに理解のある議員への要請行動を行いました。「国会議員に対して直接職場実態を聞いてもらうことで、声をあげることの必要性を知った」「当事者の思いを届けることができた」などの感想がありました。

今後は、当事者・単組での運動が重要になります。「一人一声運動」を進め一人でも多くの仲間を増やし、「数は力」を意識し、処遇改善にむけて取り組みましょう！！

▲おつき紅葉衆議に要請書を提出する参加者(福島・新潟)のみなさん